

返戻金制度に関する事項

事業者名：佐渡市複業協同組合トキコネクト

当事業所における有料職業紹介事業に係る返戻金制度(返金規定)の内容は、以下のとおりです。

返還金(返金)の基準

採用された求職者が入社後6か月以内に自己都合または正当な理由により早期退職した場合、受領した紹介手数料のうち以下の割合を返還いたします。

早期退職の時期	紹介手数料の返還率
入社後 1か月以内	受領した紹介手数料の 80%
入社後 3か月以内	受領した紹介手数料の 50%
入社後 6か月以内	受領した紹介手数料の 20%
入社後 6か月超	返還なし(0%)

【注意事項・適用除外】

- 解雇や企業都合による契約終了、組織変更等の貴社(求人者)側の事由による退職は、返戻金制度の適用対象外(返還なし)となります。
- 返還手続きの詳細および必要書類につきましては、職業紹介契約書の定めに従います。